

# 南房総市成年後見制度利用支援事業のご案内

認知症、精神障害や知的障害等で判断能力が不十分である一定の要件に該当する方に対して、成年後見制度の利用を支援するため、その費用を助成する事業です。



南房総市では、これまで成年後見人等選任の申立てを市長が行った時のみ費用助成していましたが、平成29年4月から本人・親族等が申立てを行った場合も助成対象としました。

## ○ 助成内容

助成区分 要件区分	申立費用の助成	後見人等（成年後見人、保佐人、 補助人）報酬の助成
申請者	申立人	被後見人等、後見人等（本人の配偶者、 直系血族、兄弟姉妹は除く）
申請時期	後見等開始の審判の確定の 日から起算して2年以内	報酬付与の審判確定後1年以内
対象費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 申立手数料（収入印紙）</li> <li>○ 登記手数料（収入印紙）</li> <li>○ 郵便切手代</li> <li>○ 医師診断書料</li> <li>○ 鑑定費用</li> </ul>	家庭裁判所の審判で決定された 報酬の範囲内 （ただし、上限額在宅者28,000円/月、 施設・入院18,000円/月）
対象 要件	対象	被後見人等が65歳以上の者、知的障害者、精神障害者
	住所	本市に住所を有する者（住所地特例者も含む）
	資産等	被後見人等が次の(1)から(2)のいずれかに該当する方。 (1) 生活保護者 (2) 以下の全てを満たす方 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本人及び本人と生計を一にする世帯員全員が市民税非課税</li> <li>○ 本人が所有する預貯金、現金及び有価証券等換金可能資産の合計額が100万円未満</li> <li>○ 本人及び本人と生計を一にする世帯員全員のいずれかが所有する不動産の評価額が500万円未満であること</li> </ul>

☆ 申請等について詳しくは、担当課までご連絡ください。

《高齢者》高齢者支援課 TEL0470-36-1152 《障害者》社会福祉課 TEL0470-36-1151